

INTERVIEW

電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課
日高 稔基 課長補佐
着任時期：2022年10月
経歴：弁護士・法律事務所



―電取委に着任された経緯や理由があればお聞かせください。―

電取委には2022年10月に着任し、その前は法律事務所で3年弱くらい弁護士として働いていました。過去に資源エネルギー庁で勤務していた事務所の上司と、案件で一緒させていただくことが多く、その上司から電取委の公募ポストを紹介いただいたことが理由でした。事務所でも電気・ガス事業に関する案件をそれなりに担当していたこともあり、電取委の存在はそれ以前から知っていて、規制当局での勤務は、法運用に携わることができるので弁護士として貴重な経験になるし今後の業務にも活かせるのではないかと興味を持っていたところではあったので、渡りに船という感じで応募し、着任が決まりました。

―電取委のことはご存じだったということですが、実際に着任されてみてイメージとのギャップ等ありましたか？―

少なくとも私が担当していた業務の中で持っていた電取委のイメージは、電気事業法に基づく事業者の監視・指導を粛々とやっている機関という印象でした。

実際に中に入ってみると、審議会の数も多く、それらを通じて料金制度・市場制度・NW事業制度といった制度の設計に携わることが想像以上に多かったのが驚きでした。日々の監視業務の中で起きた不祥事に対する制度的な措置を講じるだけでなく、監視業務の中で得たデータや知見から制度の詳細設計や在るべき電気事業の形を検討していくことが実は電取委の本質であるということは、中に入ったからこそ知ることができた特徴だと思います。

―職場の環境等はいかがですか？―

働き方に関しては、元々タフな働き方をするタイプでしたので、霞ヶ関で勤めることも不安はなかったですし、負荷は多少軽くなると思って入ったくらいでした(笑)。概ね想像どおりの働き方ができていると思います。

他方で、やはり行政組織ということでトップダウンで風通しも悪くお堅いという印象はあったのですが、想像していたよりも闊達に議論ができていますし、意見も通しやすい職場です。弁護士の集まり特有の非常にフランクな法律事務所の雰囲気と比べると組織的な印象はありますが、個々の案件のロジックをきちんと詰めて上に上げていくというプロセスは同じなので特に大きなストレスもなく馴染めています。



規制当局での勤務という経験

―業務面で、電取委に着任されてからで特に印象に残っているものはありますか？―

着任してすぐに発生した情報漏えい事案ですね。まず、膨大な資料の確認や現地でのヒアリングをして事実認定をする必要がありましたが、これは訴訟などで日々事実認定と向き合っている法律家としての腕の見せ所でした。また、行為規制に関する法的解釈が正面から議論になった事案でもあり、各規定の関係性の精緻な分析が求められました。その上で、事業者ごとに問題の所在が異なる多種多様な事案がある中で、規定の背骨となっている制度構造を踏まえながら、事業者に求めるべきことや、再発防止のための制度的措置を検討する必要があり、法律家としての自分の働きが非常に期待されていると感じました。

―そうした業務の中で魅力を感じることは何ですか？―

情報漏えいに限らない話ですが、電力自由化の中で、ネットワーク事業の中立性というものは中核となる要素だと思いますし、それゆえに強い規制があるわけですが、そうした規制がある中であっても事業者が制度の中でチャレンジをしていけるようにするためには、行政はあいまいな法解釈をせずに一貫したロジックで法律を運用することが不可欠だと思います。そうした法運用に携わることで身に付く考え方や得た経験は、法律家としての付加価値になると思いますし、今後の弁護士業務においても役に立つ経験だと確信しています。

あと、情報漏えいのような事案に対応する中でも電力業界の方々へのリスペクトは日々感じていますね。自由化していながらも、強い規制を受けるインフラ業界であり、加えて有事の際には利益を度外視した大きな役割が求められる電力という特殊な業界で、常に自分たちはこれをやらなければいけないんだという強い信念をもって仕事をされている。そうした方々への敬意は常に失わないようにと思っていますし、そうした方々と時に対立構造にある立場なので、弁護士業務とはまた違った責任を感じながら働くことができることも大きな魅力です。

―ありがとうございます。最後になりますが、何か一言！―

電取委での勤務は、専門家としての付加価値になる一方、常にその専門知を生かした働きが求められるプレッシャーもありますが、常に我々に期待されている役割があるということでもあり、非常にやりがいを感じられます。法律事務所という周りが皆弁護士という環境で果たすべき役割とは異なり、シンプルに法律の専門家としての知見があること自体から大きな役割を担うということを経験できるのは、すごく大きな財産です。

臆せず多くの方にチャレンジしてほしいです！

法運用に携わることで身に付く考え方や得た経験は、法律家としての付加価値になる

